

2015 後期転入  
(1 年次) 本学

受験番号

2015 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

## 憲法・民法・刑法

(180分)

### 受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は3ページまでである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は憲法、民法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

## 専門論文試験 憲法

### 【第1問】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

#### 〔事例〕

Xは、元内閣総理大臣を祖父に持ち、また両親ともに国務大臣経験者という政治家一家の長男である。Xの母は現在、少子化担当大臣を務めており、少子化対策のためには晩婚化の解消と育児支援が最優先課題であると考えている。Xの母は、最近、テレビ番組等において自らの主張を積極的に発信しており、そのため、国務大臣の中でも大変著名な存在となっている。

Xは、両親の選挙運動には積極的に協力しており、Xの両親の支持者や報道関係者の間ではよく知られた存在であった。ただ、X自身は政治には直接関与しておらず、一般企業に勤める身であった。もともと、Xは明言していなかったが、報道関係者らの間では、Xは将来的に両親の地盤を引き継ぎ、政治家になるものとみられていた。

Xは未婚であったが、他の男性と婚姻関係にある女性Aと不倫関係にあった。この情報をつかんだ写真週刊誌「B」が、この件について取材したところ、この不倫関係によりAが懐胎したため、両者の合意に基づいて過去に人工妊娠中絶が行われた事実が判明した。そこで、「B」編集部は、XとAがラブホテルに入る瞬間を撮影し、この写真とともに、Xの不倫関係と人工妊娠中絶の過去について記事にした。なお、記事のタイトルは、「大臣！少子化対策に不倫と中絶は役に立ちますか?!」であった。

「B」編集部より事前に記事掲載の情報を得たXは、本件特集記事がXのプライバシーを侵害するとして、同日、「B」の発行差止めの仮処分をZ地方裁判所に申請することにした。なお、掲載された記事の内容は真実である。

〔設問1〕 あなたがXの訴訟代理人であるとするならば、本件の仮処分申請において、どのような憲法上の主張をするか、論じなさい。

〔設問2〕 Z地方裁判所は、口頭弁論ないし債務者の審尋は特に行わず、Xの行った疎明により「B」の発行を差し止める仮処分を認めた。そこで、「B」編集部は、直ちに保全異議を申し立てた。この保全異議申立てにおいて、「B」編集部はどのように憲法上の主張をすると想定されるか、論じなさい。

## 専門論文試験 民法

### 【問題】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

#### 〔事例〕

(1) Aは、平成25年8月3日、B店で中古テレビ(甲)を5万円を買ったが、8月8日に取りにくると言って、B店に預けていた。

同月4日、B店に顧客として来たCが、店舗に陳列されていた甲を見て、6万円で買いたいと言ったので、B店は、Cにも6万円で売却したが、Cも8月7日まで甲を預かってほしいとして、甲をB店に預けていた。

(2) Cは、平成25年8月7日にB店に赴き、甲を自宅に持ち帰った。

#### 〔設問1〕

事例(1)において、平成25年8月6日の段階で、Aは、Cに対し、甲の所有権を主張できるか。

#### 〔設問2〕

事例(1)に加えて、事例(2)の事実があったとき、Cは、Aに対し、甲の所有権を主張できるか。その法的根拠となる条文が定める要件を挙げながら説明せよ。

## 専門論文試験 刑法

### 【問題】

以下の〔事例〕に基づき、甲に過失運転致死罪(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 5 条)が成立するか否かを、具体的な事実を適示しながら論じなさい(特別法違反の点を除く)。

### 〔事例〕

(1) タクシー運転手の甲(52 歳、男性)は、某日午後 9 時半頃、タクシーである普通乗用自動車を運転し、交通整理が行われておらず、見通しの悪い交差点に、時速約 30 キロメートルの速度で進入したところ、おりから、若干の減速をしたもの、前方不注視のために左側道路より時速約 30 キロメートルを超える速度で進入してきた暴走族 A(22 歳、男性)の運転するバイクに衝突し、転倒させた。これによって、A は全身を強く道路に打ち付けたほか、右後頸部にガラスが突き刺さるなどして、頸部血管損傷等の傷害を負った。

なお、道路交通法 42 条は、左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見通しの悪い部分を通行しようとするとき(当該交差点において交通整理が行われている場合及び優先道路を通行している場合を除く。)には、車両に対し徐行すべき義務を認めている。本件において、左右の見通しが利かない(そして、交通整理が行われていない)交差点に進入するにあたり、何ら徐行することなく、時速約 30 キロメートルの速度で進行を続けた甲の行為は、道交法上の徐行義務を怠るものであった。また、本件事故当時、甲車の対面信号機は、他の交通に注意して徐行すべきことを意味する黄色灯火の点滅を表示し、A 車の対面信号機は、一時停止しなければならない赤色灯火の点滅を表示していた。さらに、甲及び A が進行するいずれの道路にも、道路標識による優先道路の指定はなく、それぞれの道路の指定最高速度は時速 30 キロメートルであった。

(2) その後、甲は、直ちに A を自動車で救急病院に運び込み、A は同病院において、当日深夜までに、止血のための緊急手術を受けた。A の負傷は重度のものであったが、緊急手術が成功し、術後、担当医は加療期間について、良好に経過すれば約 3 週間との見通しを持った。しかし、翌朝、A の容体は急変し、3 日後、同人は、上記右後頸部の傷害に基づく頭部循環障害による脳機能障害によって死亡した。

(3) A の病室を担当した看護師の証言によると、術後、意識の戻った A が、「俺をこんな目に遭わせた奴は誰だ。」「ぶっ殺してやる。」等と言いながら、体から治療用の管を抜くなどして暴れたことが認められる。そして、同人がこのように暴れて、安静に努めなかったことが治療の効果を減殺し、容体の悪化につながった可能性がある。

以上